

助勤旅費をさらに改正

前号において「助勤に伴う旅費の調整について」一泊2,270円(その他宿泊料770円+食事代補助1,500円)でしたがさらに改正し、1日1,500円とし、日当470円、その他宿泊料770円についても合わせて支給となります。

また、自宅等から直接通勤する場合1日につき旅費500円、日当470円です。あくまで8月から来年3月までの期間限定処置となっており規定改正が必要です。

「仙台—いわき線」経路変更 10/1
電力ビル前⇒広瀬通り一番町 仙台、青森

二重家賃負担一部軽減へ

予てより要求していた「異動に伴う二重家賃負担の対象者拡大について」これまでの「別居手当の受給資格のある者」を改め「賃貸住宅に居住する社員」となりました。しかし、転勤により持ち家の住宅手当が支払われないことや二重生活に伴う経済的、精神的負担は大きく寮問題をはじめ今後も改善していかなければなりません。

異動に伴う経費負担の軽減について

標題について、異動により社員が新たに契約し自ら居住する賃貸住宅に関し、下記の借主負担経費を支給することとするので、お知らせします。

記

1. 対象者

異動に伴い新たに賃貸住宅を契約し自ら居住する社員

2. 支給種別等

- (1) 初期費用 礼金、仲介手数料、火災保険料、鍵交換費用等
- (2) 中途費用 契約更新手数料等
- (3) 退去費用 原状回復費用（修繕費等。ただし畳の変色など経年変化によるものは、通常は貸主が負担すべき経費なので注意が必要。）

※1 領収証により当該社員が支払ったことが確認できるものに限る。

※2 契約時に支払う「敷金」等、退去時に返還を受ける予定のものは対象外とする。

3. 手続き

- ・対象者は、当該経費に係る領収証等、支払ったことが確認できる書類を箇所長に提出する。
- ・上記書類の提出を受けた箇所長は、内容を確認の上、支払立案し小口現金にて当該社員に支給する。

4. 実施日

平成26年4月1日

NRU

国労東北自動車支部

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,39
2014.8.26

国労加入
で職場を
変えよう

アンケート調査実施中！
2014年度賃金・生活実態